

「京都中央信金アプリ」より開設された 無通帳口座に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「京都中央信金アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）より開設した総合口座（普通預金）の内、通帳を発行しない無通帳口座（以下、「本口座」といいます）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「預金共通規定」「普通預金規定」「総合口座取引規定」（以下、「各種預金規定」といいます）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

2. 通帳の不発行

- (1) 本口座は、通帳を発行いたしません。
- (2) 本口座の残高や取引明細等は、本アプリの残高照会および取引明細照会サービスを利用して、お客さま自身で確認することができます。

3. 総合口座定期預金の取扱い

本口座での総合口座定期預金の取扱いは、本アプリによる預入に限ります。

4. 無通帳から有通帳への切替え

- (1) 本口座を無通帳から有通帳に切替える場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の依頼書に記名して、本口座のキャッシュカードおよび当金庫所定のご本人を確認できる書類とともに提出してください。
- (2) 無通帳から有通帳に切替える場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 有通帳に切替えた場合、無通帳期間の入出金明細は記帳されません。
- (4) 有通帳から無通帳への切替えはできません。

5. 預金の預入れ、払戻し

- (1) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、本口座のキャッシュカードを利用することにより、現金の預入れ、払戻しを行うことができます。
- (2) 原則として、当金庫窓口で預入れ、払戻しを行うことはできません。

6. 口座の解約

本口座を解約する場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本口座のキャッシュカードおよび当金庫所定のご本人を確認できる書類とともに提出してください。

7. 規定等の変更

- (1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日改定)